

全県に「医療警報」を発出します

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 主旨

年末年始以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間（1月1日～1月7日）の新規陽性者数が294人まで増加しています。その中で、1月7日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は44.3%であり、また、重症者の受入可能病床数に対する入院者の割合は14.6%となっているなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。佐久圏域、松本圏域など新規陽性者の多い圏域の患者の受け入れは全県で対応していますが、入院調整も困難になっています。

また、全国で感染が拡大し、危機的な状況になっていることも踏まえると、本県においても、さらに感染が拡大していくリスクが高いと認められますので、**全県に「医療警報」を発出します。**

今がまさに爆発的な感染拡大を食い止められるかどうかの瀬戸際であるとの認識のもと、大切な命と社会を守るため、『「医療警報」の発出及び緊急事態宣言を踏まえてのお願い』に沿った行動を切にお願いします。

2 県としての対策強化

県として実施する感染症対策を次のとおり強化し、感染拡大抑止に向けて、急所を押さえ、「早く、短く、狭く、強く」対策を実施してまいります。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

(1) 早期に陽性者を捕捉し感染拡大防止に努めます

濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施するとともに、集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、チームによる指導を行います。また、無症状者へのPCR等検査の実施（事前確率が高い場合）や保健所体制の強化を行います。

(2) 医療・療養体制の充実を図ります

県内医療機関に対して、広域的入院調整とさらなる病床確保に向けた協力の要請を行い、入院可能病床数の拡充を行うとともに、宿泊療養施設の受入規模の拡大に取り組みます。

(3) 医療機関、介護施設の機能維持を支援します

陽性者や濃厚接触者が多数発生することにより、機能維持に困難をきたす医療機関や介護施設を支援します。また、市町村や看護大学、人材派遣会社等に協力をお願いし、さらなる保健師・看護師等の医療人材の確保に取り組みます。

(4) 県民・事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様には、県からの要請などにご協力をお願いします。

また、県としての要請について、市町村やメディアの皆様等にご協力いただき、積極的な広報を図ります。

これらの対策により、「**全県の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数102人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満**」を2月上旬までに実現できるよう県民の皆様のご協力をいただき、全力で取り組みます。

「医療警報」の発出及び緊急事態宣言を踏まえてのお願い

令和3年1月8日時点

1 主旨

全県に対し「医療警報」が発出されたこと及び埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「特定都道府県」という。）を対象区域とする緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、2月7日までの間、県民の皆様は次のとおり要請します。

現在、地域によっては感染が広がっているため、自分と大切な方を守る行動をお願いします。

2 県民の皆様等への要請

(1) 基本的なお願い

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します（接触感染）。このことを踏まえて、改めて以下のとおり基本的な感染防止策の徹底についてをお願いします。

① 人と接する機会を減らしてください

人と間近に接する機会を極力減らすようお願いします。特に、1m以内、15分以上、マスク非着用の接触はリスクが高まるので、できる限り回避するようお願いします。

② 3密（密閉、密集、密接）の環境を回避してください

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件の環境で感染リスクが高まりますので、「3密」環境の回避をお願いします。

③ 手洗い・手指の消毒を徹底してください

手洗い又は手指の消毒について、意識しないで行うようになった今こそ、忘れてしまうことも増え注意が必要です。「短時間だから大丈夫」、「急いでいるから」といった気の緩みも生じがちですので、今一度、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底をお願いします。

④ 体調が悪い（10日以内に悪かった）方は外出をしないでください

体調が悪い（10日以内に悪かった）方は外出をしないようお願いします。

なお、発症日前後に人に感染させる可能性が高く、無症状でも人に感染させるおそれがあることにも十分注意願います。

(2) 避けるべき場面に関するお願い

① 会食・茶飲み話等について

- 会食を行う際には、会話時のマスク着用・席間の十分な距離の確保をお願いします。また、家庭や職場内における会食も含めて十分注意してください。
- 普段会わない親戚、友人などとの間での会食、新年会、パーティーなどの会食、茶飲み話は特に注意をお願いします。

② 往來の自粛について（特措法第 24 条第 9 項）

- 特定都道府県への訪問は、基本的に行わないでください。受験やリモートによることが困難な仕事など、訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。
- 特定都道府県にお住まいの方は、当該都県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えてください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、連絡を取り合ってください、当該都県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するようお願いしてください。
- 特定都道府県を除く感染拡大地域※への不要不急の訪問についても特に注意をお願いします。

また、感染拡大地域※と往來された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県（首都圏、関西圏など）

③ 帰省や観光で本県にお越しになる方について

- 来訪前 2 週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、風邪症状がある、または、10 日以内に症状があった方は帰省等を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をお願いします。
- お住まいの都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえた行動をお願いします。
- 帰省された方から県内への感染も確認されております。普段会わない親しい親戚、友人との会食にご注意いただくとともに、一時的な滞在・同居、自動車の同乗にご注意をお願いします。

④ 高齢者や基礎疾患のある方等と同居されている方について

手で触れる共用部分の消毒や家庭内でもマスクを着用するなど高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方に感染を広げないよう慎重な行動をお願いします。

（3）その他のお願い

① 観光誘客・イベントについて

- 観光・宿泊施設等の観光事業者の皆様は、特定都道府県からの積極的な誘客は控えていただくようご協力をお願いします。
- 特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様は、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するようお願いいたします。また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うようご協力をお願いします。

② 陽性者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があるもので、皆さんご自身も例外ではありません。

このことを踏まえて、患者・陽性者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

現在県内では、38 の医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていただいております。また、特定の地域の飲食店の皆様には営業時間の短縮要請を受け入れていただいております。

昨年からの、すべての県民が新型コロナウイルス克服のため辛抱していただいている状況ですが、それは、すべて私たちの命と健康を守るためです。

当面の目標である「**全県の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数 102 人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合 25%未満**」を県民の皆様と目指し、この目標を達成できれば、徐々に社会経済活動を動かしていきます。

極力短期間で目標の達成が実現できるよう、県として全力を尽くしますので、県民一丸となって、一日も早く元気な長野県を取り戻しましょう。